

公 告

令和8年(2026年)4月24日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	2-26
(2) 件 名	焼却炉ダイオキシン類等測定分析業務
(3) 履行場所	真庭市櫛西地内
(4) 履行期限	令和 8年12月25日
(5) 業務概要	焼却施設ダイオキシン類測定分析 一式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(環境測定)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 5月18日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ 【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 5月11日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ 【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 5月18日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 5月18日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 5月18日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

クリーンセンターまにわ

焼却炉ダイオキシン類等測定分析業務

共通仕様書

1, 業務概要

本業務は クリーンセンターまにわ、焼却施設、焼却炉におけるダイオキシン類等の排出実態を把握し周辺環境への対策推進の為の基礎資料とする事を目的とする。

2, 業務場所

岡山県真庭市樫西 地内

3, 共通事項

測定箇所及び測定方法、詳細は特記仕様書を参照。

4, 業務委託期間

本契約の日 ～ 令和 8 年 12 月 25 日 まで

5, 契約保証金

真庭市財務規則第 121 条により、請負工事及び業務委託契約 500 万円以上の契約には契約金額の 10 / 100 以上の契約保証金が必要です。

6, 業務内容

別添、特記仕様書のとおり

7, 契約不適合責任期間

1 年

8, 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。
(廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシンばく露防止対策について 平成 13 年 4 月 25 日付基発第 401 号 等)

9, 疑義

受託者は疑義が生じた場合、発注者と十分な打ち合わせ又は協議を行い、業務の遂行に支障の無いよう努めなければならない。

10, 官公署その他への手続き

必要な届出・手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したものの以外は、すべて受注者の負担とする。

11, 損傷部補修

業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお復旧に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

12, 資格必要作業

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、監督員が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写し等を提出すること。

13, 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない、又、成果品を他人に閲覧させ複写させ又は譲渡してはならない。

14, 現場管理

現場責任者は、業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行う事。
又、工程等は事前に監督員と協議し、決定する事。

15, 災害防止等

本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期すほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。また、業務履行については、当センターの運転管理に支障を与えることのないよう、監督員と事前に打ち合わせ等を行い履行すること。

16, 臨機の措置

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに、その経緯を監督員に報告すること。

17, 業務用電力等

本業務及び検査に必要な電力・用水は、原則として市が供給するが、使用に際しては監督員の指示により使用し、当センターの運転管理に支障を与えることのないよう十分注意しなければならない。

18, 材料検査等

本業務に使用する材料等は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料については、監督員の承諾を受けて省略することができる。また、受注者は、貸与品及び支給材料の引き渡しを受けたときは、遅延なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取り扱いには十分注意しなければならない。

19, 養生その他

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のあるおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、履行期間中は、現場の整理・整頓に努め適正な方法で養生を行うこと。なお、履行期間中は、現場の整理・整頓に努め適正な作業環境を保持すること。

20, 跡片付け

業務完了に際しては、当該に関連する部分の跡片付け及び清掃を行うこと。

21, 発生材の処置

監督員の指示に従い適切に処理すること。

22, 検査

本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承諾を得た後に、次の工程に移行する事。

また、本修繕終了後、受託者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

23, 作業間の連絡調整

本業務期間は、労働安全衛生法第 30 条（特定元方事業者等の講ずべき措置）に定められる事項を厳守すること。なお、元受託者の安全衛生管理者が、招集する安全衛生工程会議に出席し、作業間の連絡調整をはかり安全作業に努めること。

24, 仮設

詰所、工作小屋、材料置き場等の仮設を設ける場合は、あらかじめ監督員の承諾を受け、その指示に従って設置すること。

作業用足場を設ける場合は、足場の組み立て、解体は、資格者の指示監督により、安全かつ堅牢に施工し、足場上での作業中又は仮設中は、常に保安維持につとめなければならない。

25, その他保守

受託者は、本業務において本仕様書に明記してない事項であってもシステムの保守上当然必要と認められるものについては、良心的に受託者において実施するものとする。

又、軽微な修理及び必要材料の取り替えは、無償にて行う事とする。

26, 提出書類

着手前

(1) 管理技術者選任届	1 部
(2) 工程表	1 部
(3) 業務着手届	1 部

完了までに提出する書類

(1) 業務報告書	2 部
(2) 業務写真帳	1 部

・工事に関する写真を行程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして、提出する事。

(3) 業務完了届	1 部
(4) その他監督員が指示したもの。	指示部数

27, 入札参加資格（条件）

・本業務については、計量法特定計量証明事業者認定制度に基づく認定特定計量証明事業者（排ガス）の有効期限がある業者が、自らサンプリング及び分析を行うこと。これらを、一部または全部を受注業者以外に委託して行ったものは認めない。

クリーンセンターまにわ
焼却炉ダイオキシン類等測定分析業務
特記仕様書

第1節 焼却施設 業務

第1項 焼却施設 排ガス、集塵灰、焼却灰 水質測定分析

【業務内容】	排ガス測定分析	一式
	集塵灰分析	一式
	焼却灰分析	一式
	河川水分析	一式

【測定分析内容】

サンプリング及び分析業務の内容は、表-1 のとおりとする

表-1

測定分析項目		測定及び 試料採取位置	測定分析対象		回数及び 検体数
			1号炉	2号炉	
排ガス	ダイオキシン類濃度	集塵機出口 ガス採取口	○	○	1炉あたり 1検体
	一酸化炭素濃度		○	○	
	酸素濃度		○	○	
	ばいじん濃度		○	○	
	塩化水素濃度		○	○	
集塵灰	ダイオキシン類濃度	飛灰サイロ及び クッションホッパ	○		2検体 注1
焼却灰	ダイオキシン類濃度	焼却炉	○		1検体 注1
混合灰	ダイオキシン類濃度	焼却灰搬出コンテナ	○		1検体 注1
河川水	水質汚濁に係る環境 基準	周辺河川水 注2	○		1検体

- 注1 ※ 焼却灰及び集塵灰は、1号炉と2号炉の混合試料を分析対象とする
 ※ 採取日程予定 ～ 7月9日(木) 7月10日(金) (1炉 / 日)
 ・日程は機器トラブル等により、急遽変更の場合もある。
 ・河川水質については上記両日の内のいずれかとする。
 ※ 混合灰とは、集塵灰と焼却灰をブレンドしたものをいう。

- 注2 ※ サンプリング場所は別添一河川水採水位置図参照のこと。

【測定分析方法】

測定分析方法は表-2 とおりとする

表-2

測定分析項目		測定分析方法
排ガス	ダイオキシン類濃度	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年 12 月、総理府令第 67 号）第 2 条第 1 項による（但し、簡易測定によらない事）
	一酸化炭素濃度	J I S - K -0098 J I S - B -7951 （連続分析法） 結果表示は、酸素濃度 12%換算の 4 時間平均値にて表示
	酸素濃度	J I S - K -0301 J I S - B -7983 （連続分析法）
	ばいじん濃度	J I S - Z -8808
	塩化水素濃度	J I S - K -0107
集塵灰	ダイオキシン類濃度	「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」 （平成 4 年 7 月、厚生省告示第 192 号）別表第 2 による。
焼却灰	ダイオキシン類濃度	
混合灰	ダイオキシン類濃度	
河川水	水質汚濁に係る環境基準	昭和 46 年環境庁告示 59 号 （別表 1 人の健康の保護に関する環境基準 27 項目）

※ 参考数値 ～ 当方公害目標値（地元協定値）

排ガスダイオキシン類濃度 0.1ng-TEQ/Nm³ 以下

焼却灰ダイオキシン類濃度 3ng-TEQ/Nm³ 以下

集塵灰ダイオキシン類濃度 0.1ng-TEQ/Nm³ 以下

【報告書作成】 第 1 節・第 1 項を一冊にてまとめた物 部数 ～ 2 部 A4 版

※ 報告書の完成は 8 月末日頃までを希望します。

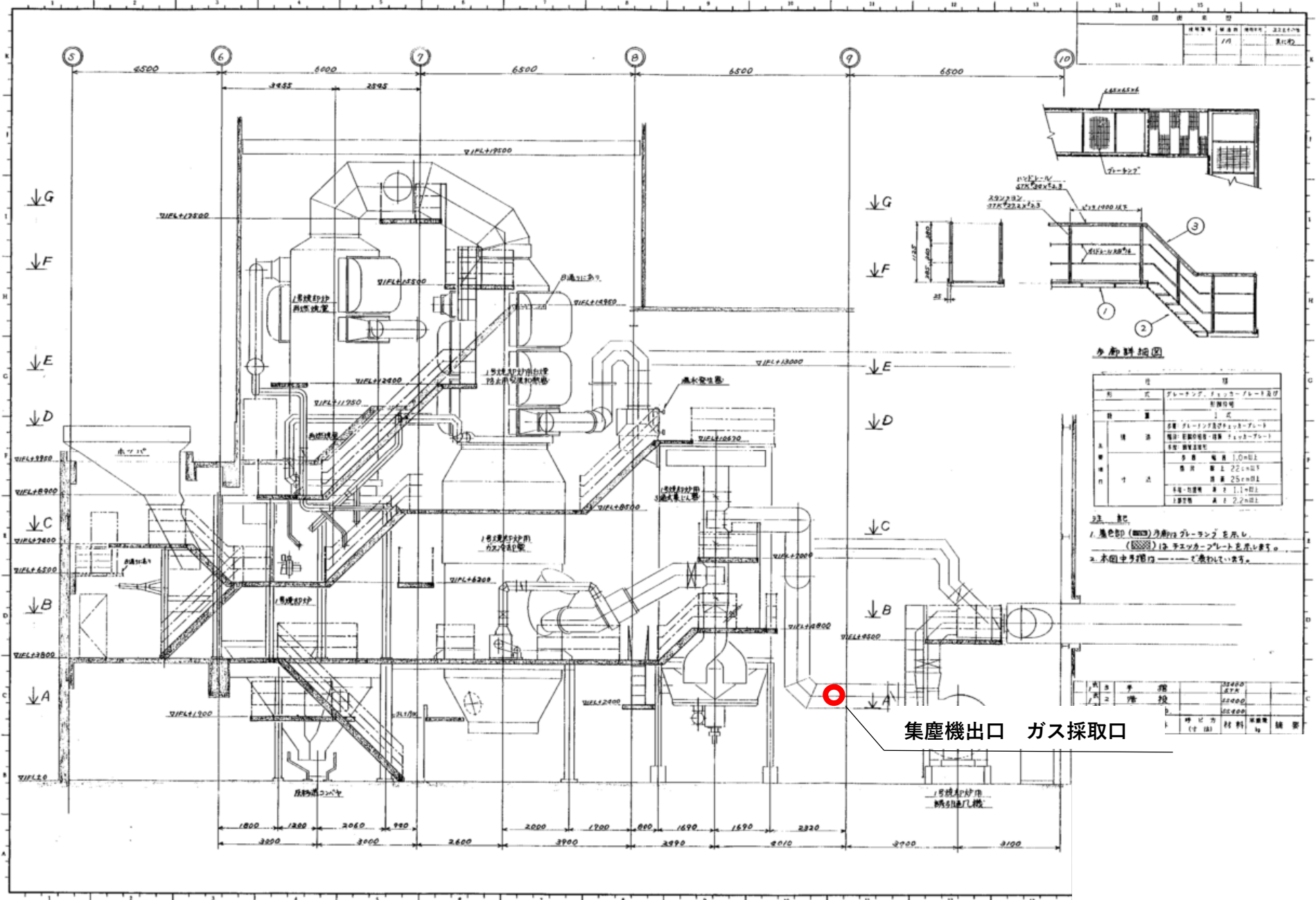
(1) 証明書編

- ① 濃度計量証明書又は計量結果報告書
- ② ダイオキシン類の構成一覧
- ③ 測定データ一覧
- ④ 測定位置及び測定点図
- ⑤ 測定及び試料採取状況写真
- ⑥ 測定結果と各種基準値等との比較・評価及び考察

(2) 資料編（部数～1 部 A4 版）

- ① 試料の採取方法及び測定分析方法
- ② G S / M S 分析チャート
- ③ その他当局が指示するもの

測定位置 及び 測定点図



仕様	
形式	プレートラップ、フロッパープレート式
用途	粉体輸送
材質	1 式
寸法	全長: プレートラップ幅×フロッパー幅
	幅: 駆動側幅×送側幅×フロッパー幅
	高さ: 駆動側高さ
	歩数 幅員 1.0m以上
	幅員 幅員 22cm以上
	歩数 幅員 25cm以上
	歩数 幅員 幅員 1.1m以上
	歩数 幅員 幅員 2.2m以上

- 注記
- 黒色部 (HSS) は駆動プレートラップを示し、
 - (HSS) はフロッパープレートを示す。
 - 本図中の開口は、---で表示してある。

品名	仕様	数量	材料	備考
集塵機	2500			
エレベーター	1500			
コンベヤ	1500			
その他	1500			

クリーンセンターまにわ ダイオキシン類測定分析業務 河川水採水位置図

①または②の場所で採水する
クリーンセンターまにわからの距離 約2.5km



①



②

